

2027 年国際園芸博覧会への福島県出展業務委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、福島県（以下「県」という。）が「2027 年国際園芸博覧会への福島県出展業務」を委託するにあたり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

福島県は、2027 年に神奈川県横浜市で開催される「2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXP02027）」（以下、博覧会という。）に出展し、国内消費者及び訪日外国人に向け、花を中心とした自然豊かな当県の姿や作られている多くの園芸作物、当県が進める「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」※について広く発信するとともに、宿根かすみそうなど当県を代表する花きの魅力を P R することで、当県産花きの認知度向上や需要拡大、輸出拡大等を図ることとしている。

本業務は、今回の博覧会の概要や当県の出展目的を踏まえ、出展に向けて、屋内展示デザインや催事等を企画し、博覧会へ出展することを目的とする。

※「ふくしまの花を愛でるライフスタイル」とは、県民の皆さんや企業・団体、自治体などあらゆる方々が、さまざまな場面で自発的に花を飾り、育て、見て伝えるなど、花を愛でる生活や活動を通じて、ふくしまならではの花を理解し、花に囲まれた豊かで心穏やかな日常を送り、花で飾られた空間で住む人や訪れる人が感動と安らぎが得られるような花に親しむためのスタイルや活動。

2 業務内容

（1）花・緑出展（自治体）における屋内出展（短期間）に係る業務

ア 実施設計書等の作成

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「博覧会協会」という。）が設定するガイドライン等を遵守し、展示コンセプトおよび展示計画に基づく実施計画書、平面図、立面図、断面図等を作成する。

イ 当県産花きの P R 活動計画の作成

実施計画書等と連動し、当県イメージの向上や、当県産花きの認知度向上、需要拡大に寄与する P R 方法を検討し、計画を作成する。

ウ 屋内出展に係る調整および出展実施

上記ア～イに基づき、必要資材等の手配を含む出展までの準備、出展会場の設営、出展期間中の運営、撤去等に係るすべての業務を実施する。なお、福島県出展が確実に実施できるよう、博覧会協会が示すガイドライン等の情報収集および必要な申請を行う。

（2）催事に係る業務

ア 実施計画書等の作成

博覧会協会が設定するガイドライン等を遵守し、催事コンセプトおよび催事計画に基づく実施計画書等を作成する。

イ 催事に係る調整および催事実施

上記アに基づき、必要資材等の手配を含む催事実施までの準備、催事会場の設営、催事当日の運営、撤去等に係るすべての業務を実施する。
なお、福島県催事が確実に実施できるよう、博覧会協会が示すガイドライン等の情報収集および必要な申請を行う。

3 業務実施にあたっての留意事項

(1) 博覧会の概要

- ・開催場所：神奈川県横浜市 旧上瀬谷通信施設
- ・開催期間：令和9年3月19日（金）～9月26日（日）
- ・博覧会区域：約100ha
- ・クラス：A1（最上位）クラス（AIPH承認+BIE認定）
- ・参加者数：1,500万人

※博覧会ウェブサイトより (<https://expo2027yokohama.or.jp/>)

(2) 当県の出展計画について

ア 屋内出展

(ア) 出展の概要

- a 出展区分：花・緑出展（自治体）屋内出展（短期間）
- b 展示回数：2回（各9日間）
- c 出展期間

(a) 1回目 令和9年7月3日（土）～7月11日（日）まで

【B館】

7/1	7/2	7/3	7/4	7/5	7/6	7/7	7/8	7/9	7/10	7/11	7/12
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
設 営 開 始	設 営 完 了	← 出展期間 →									撤 去

(b) 2回目 令和9年9月18日（土）～9月26日（日）まで

【A館】

9/16	9/17	9/18	9/19	9/20	9/21	9/22	9/23	9/24	9/25	9/26	9/27
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
設 営 開 始	設 営 完 了	← 出展期間 →									撤 去

d 区画および面積等

各 1 区画 15 m² (W4.5m×D3.4m)、うち P R 活動※は最大 5 % 以内

※) 博覧会協会定義「広報活動、自社の商品・サービス等の紹介」

e 博覧会協会の設定する出展週ごとのテーマ

(a) 1 回目期間の週テーマ 「暑い夏を花と緑で涼しく」

(b) 2 回目期間の週テーマ 「次代につなぐ花と緑」

※テーマに沿った出展が必須ではないが、可能な限り即するもの。

f 屋内出展施設の主な条件

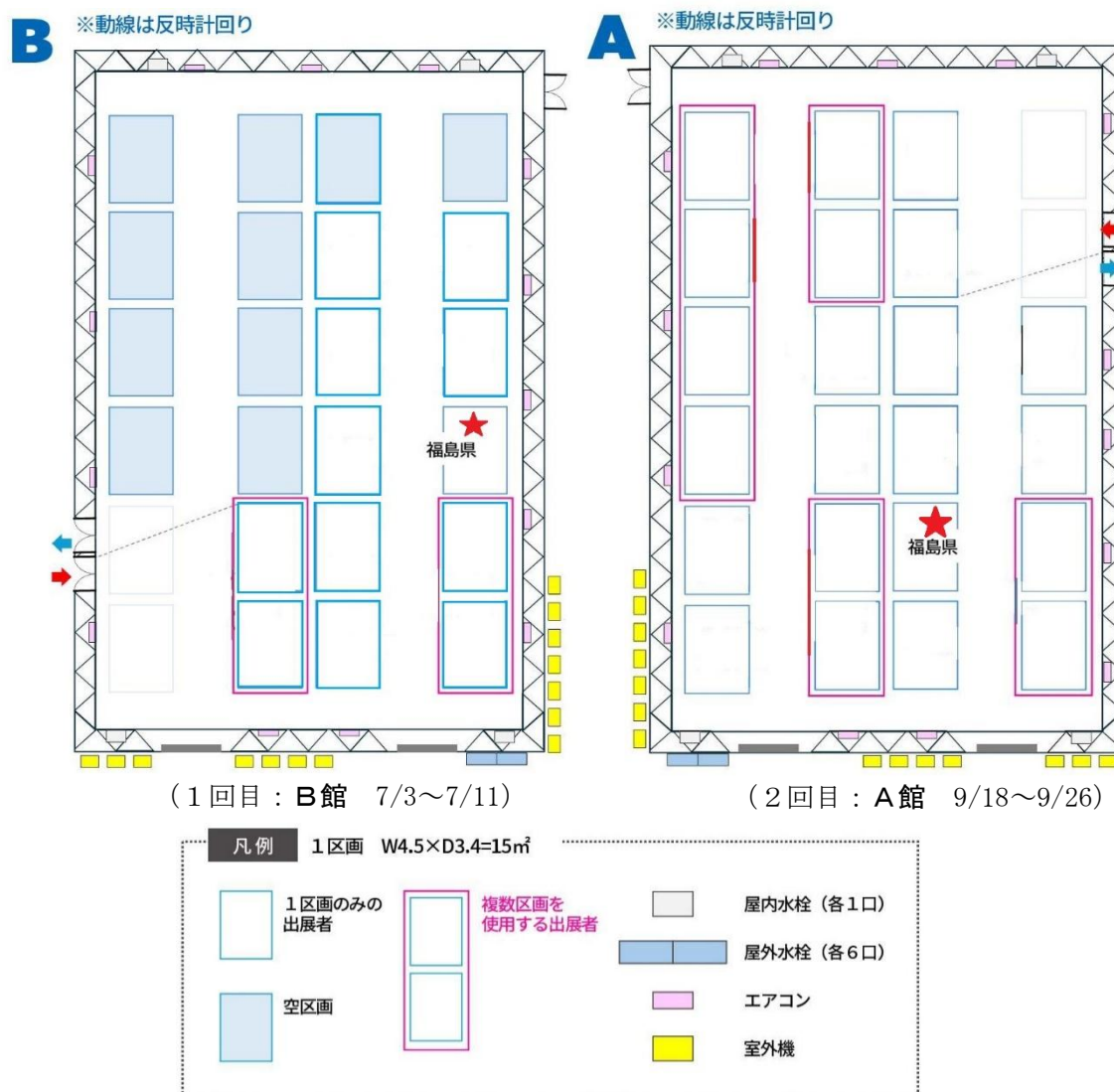
(a) 空調温度：室温 25～27℃目安

(b) 電気設備：1 区画あたり 100v・1.5kw、コンセント 1 口。施設内照度は平均 1,000lux 程度。

(c) 什器・備品：協会からの貸与なし。

(d) 床仕上げ：透水性アスファルトのため、ビス等の打ち込みは不可。

(e) その他：区画背面に高さ 180cm 程度の目隠し用の白色壁が設置される見込み。



(イ) 展示の条件

- a 1 回目の展示においては、全国トップクラスの生産を誇る当県の「宿根かすみそう」を中心とした展示とすること。
- b 2 回目の展示においては、当県産の秋の花きを中心とした展示とすること（品目及び品目数は限定しない）。
- c 中心とする花き以外の花材等についても、可能な限り当県産の使用に努めること。
- d 協会の開催するコンペティションに参加可能な仕様とすること。

(参考) 福島県の主要花き等



きく類



宿根かすみそう



りんどう

(栽培面積全国第 11 位) (栽培面積全国第 3 位) (栽培面積全国第 6 位)



トルコギキョウ



カラー

(栽培面積全国第 6 位) (栽培面積全国第 2 位)

(ウ) 展示の考え方

- a 豪雪地帯ならではの雪を使った鮮度保持を行う宿根かすみそうや観光にも活用されているきく類、県で開発されたオリジナル品種があるりんどうなど、それぞれのストーリーがある当県産花きを「ふくしまならではの花」として紹介し、国内外からの来場者に対して、その品質の高さと美しさ、また外観の美しさだけではない県産花きの魅力を PR すること。
- b 花き等実物の展示に加え、パネル、造形物、デジタル機器等の展示手法を組み合わせるなど、来場者に対して福島県らしさや訴求効果、イメージアップ効果が十分図れるよう工夫すること。

イ 催事

(ア) 出展の概要

- a 出展区分：参加者催事
- b 出展回数：1 回

c 出展日時等

令和9年7月1日（木）から7月3日（土）3日間とし、このうち催事の実施日数を1日以上とする。なお、基本利用時間は9時～21時とし、利用時間は全ての関係者の入館から退館までの時間となる。このうち、催事の本番は10時30分～20時30分の範囲で設定すること。

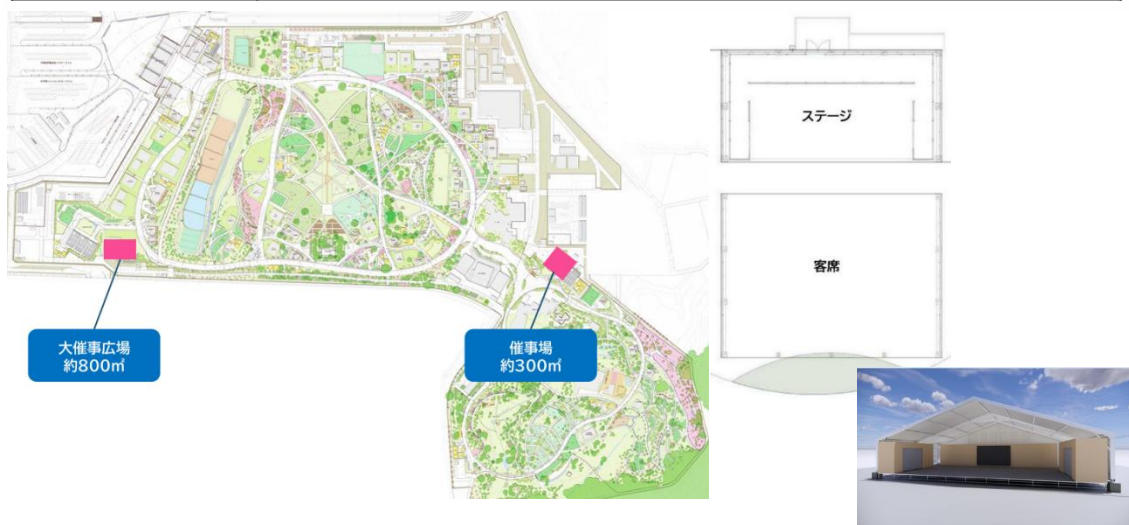
また、準備及び撤去についても、前段の日付うち基本利用時間での実施を想定する。

d 実施場所：催事場（半野外・屋根付き野外舞台 約300㎡）

【催事場の概要】

※2026年6月時点。今後変更の可能性がございます。

場所	半野外
客席	約300席 ※可動席 ※アスファルト舗装
舞台	幅:約15.6m・奥行:約7m
屋根	舞台および客席部分有り ※舞台前方通路無し
舞台備品	演台、司会台、机、椅子 など
音響設備	基本音響設備有り
照明設備	基本照明設備有り
映像設備	200インチLEDスクリーン
空調設備	無し
同時通訳設備	無し ※仮設対応
中継設備	無し ※仮設対応
通信環境	有線LAN・Wi-Fi設置予定 ※使用回線数によって別途引込工事費が発生します
電源設備	イベント用分電盤設置有り
給排水設備	無し
付帯設備	控室2室、共用トイレ、駐車場



（博覧会協会「催事施設利用ガイド」発行：2026年6月19日より）

(イ) 催事の考え方

a 豪雪地帯ならではの雪を使った鮮度保持を行うかすみそうや観光

にも活用されているきく類、県で開発されたオリジナル品種があるりんどうなど、それぞれのストーリーがある福島県産花きを「ふくしまならではの花」として紹介し、国内外からの来場者に対して、その品質の高さと美しさ、また外観の美しさだけではない県産花きの魅力をPRすること。

- b 県産花きだけでなく、自然豊かな当県で生産される旬の農産物等についてもその魅力を広くPRすること。
- c 来場者に、催事を通じた“ふくしまにまつわる体験”をしていただくことにより、博覧会テーマである「幸せを創る明日の風景」の一部となっていていただくとともに、来場者に対して県産花き及び県産農林水産物等の訴求効果、イメージアップ効果が十分図れるよう工夫すること。

(参考) 当県の考える催事イメージ案

- 県産花きの認知度向上及び魅力発信のためのイベントの開催
 - 旬の県産農林水産物の試食や、活用による集客（アトラクション性やギミックを用いた方法、開場設営等）
 - その他県産品の紹介や販売
 - 県PR動画等の放映
 - 「HAPPY ふくしま隊」の活用 など
- ※ 最終的な実施内容や状況により、必要に応じて当県関係課等と連携する。

4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年11月26日（金）まで

5 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を県園芸課の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別紙様式1）
- (2) 委託業務完了届（別紙様式2）
- (3) 委託料請求書（別紙様式3）
- (4) その他県園芸課が必要と判断したもの。

6 成果品の納入

受託者は本業務で取りまとめた成果品について、以下のとおりとし、期日までに園芸課に納品する。

- (1) 中間報告書（A4版で作成、データを打ち出したもの。令和9年2月2

- 6日（金）までに提出すること。）2部
- (2) 事業に係る制作物一式（令和9年10月29日（金）までに全て提出すること。）
- (3) 業務報告書（A4版で作成、データを打ち出したもの。令和9年10月29日（金）までに提出すること。）2部。
- (4) 電子媒体（Microsoft Word・Excel または PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。中間報告書に係るものは令和9年2月26日（金）まで、業務報告書に係るものは令和9年10月29日（金）までに提出すること。）1部
- (5) その他県園芸課が必要と判断したもの。

7 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関するすべての権利は県園芸課に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

8 委託業務により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を決定した結果、委託事業費の実施により発生した収益がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る業務費を差し引いた額を返還するものとする。

9 その他

- (1) 仕様変更
受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。
- (2) 仕様書記載外の事項
本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、受託者と県が協議して定める。
- (3) 書類等の保存
本委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。
- (4) 補助金等の併給
本委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。
- (5) 進捗管理

全体進行に係る打合せ及び進捗状況報告を月 1 回程度県（園芸課）等において行うこととする。委託事業者は、進捗状況がわかる資料、工程表等を提出したうえで説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出すること。